

令和 3 年 第 11 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 11 月 5 日 (金) 午前 9 時 01 分～ 9 時 57 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員 (35 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員
24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員
27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員
30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員
33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員
36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員	

4. 欠席委員 (2 人)

14 番 香月幸雄 委員 21 番 川崎敏樹 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 農地の買受適格証明願 (耕作目的) について
(5) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (11 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(7) 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について

報告事項

- (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項

- (1) 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年11月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、14番、香月幸雄委員と21番、川崎敏樹委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、31番松尾利助委員、32番光武直弘委員を指名いたします。

= 議案番号第177号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第177号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第177号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字福田字四本楠〇〇番、畑102㎡です。

譲渡人は、佐賀市若宮〇丁目〇番〇号（佐賀市）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地（大戸中）〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、田12,728㎡、畑248㎡、計12,976㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、令和3年5月第5回総会、議案番号第89号にて承認された空き家・空き地に付随した特例農地でございます。10a当たりの単価は、〇〇円です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として10月21日に事務局と現地確認を行いました。

申し出された農地は、申出者が所有する空き家・空き地バンクに登録される住宅

の南側に隣接している農地です。

申出地は国道の周辺にあり、周りを住宅等に囲まれた狭小な畑です。

譲受人は、今後、野菜などを耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 177 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 177 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 178 号＝

議長 続きまして、議案番号第 178 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 178 号、権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字坂田字坂田横山〇〇番、畑 2,466 m²、同じく〇〇番、畑 2,104 m²、計 4,480 m²です。

貸付人は、小城市小城町〇〇番地（小城市）〇〇氏です。

借受人は、佐賀市大和町大字川上〇〇番地（佐賀市）〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、田 0 m²、畑 88,378 m²です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、祖父から孫に対し 15 年間の使用貸借権の設定でございます。

ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 178 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 178 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 179 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 179 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 179 号。

申請農地は、大字福吉字本松〇〇番、畑 229 m²です。

申請者は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉南）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、家庭菜園の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 179 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 179 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 180 号 =

議長 続きまして、議案番号第 180 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 180 号。

申請農地は、大字福吉字五本黒木〇〇番、畑 484 m²です。

申請者は、白石町大字福吉〇〇番地（大戸下）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅の整備を目的とするものであります。

申請地は、農地法の申請をしないまま、昭和 46 年頃から農業用倉庫として利用されております。

申請人も十分反省されており、申請地周辺の農地へも特に影響はなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 180 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 181 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 181 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 181 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字馬洗字上黒木〇〇番、田 236 m²、同じく〇〇番、畑 45 m²、計 281 m²です。

譲渡人は、大阪府交野市私部〇丁目〇番〇号（大阪府）〇〇氏です。

譲受人は、武雄市北方町大字志久〇〇番地（武雄市）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅の整備をするものであります。

また、理由といたしましては、3 ページの転用の事由の欄に書いてありますとおり、度重なる武雄市北方の水害によりまして、そこに住むことができないので、こちらのほうで、新しく住宅を新築したいという申し出であります。

周辺は、宅地とか農地に囲まれて、農地への影響もなく、区长、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致しておりますので、ご審議方をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 181 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 181 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 182 号＝

議長 続きまして、議案番号第 182 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 182 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字福富字南廿治〇〇番、田 135 m²、同じく〇〇番、田 42 m²、同じく〇〇番、田 47 m²、計 224 m²です。

譲渡人は、久留米市城南町〇〇番地（福岡県）〇〇氏及び福岡市中央区白金〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福富〇〇番地（中区）株式会社〇〇代表取締役〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

〇〇番につきまして、農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

次に〇〇番、〇〇番につきまして、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 10 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、従業員休憩所、駐車場の整備をするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 182 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 183 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 183 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 183 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字田野上字一本松○○番、畑 52 m²、同じく○○番、畑 48 m²、同じく○○番、畑 70 m²、同じく○○番、畑 152 m²、計 322 m²です。

譲渡人は、兵庫県神戸市北区筑紫が丘○丁目○番地（兵庫県）○○氏です。

譲受人は、白石町大字田野上○○番地（下田野上）○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

〇〇番、〇〇番につきまして、農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

次に〇〇番、〇〇番につきまして、農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10ページから11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として10月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用資材倉庫と農業用資材置場、宅地進入路を整備されるものです。

譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんのお母さんが亡くなられて、空き家となっておりますので、そこを双方の話し合いにより管理と、隣接農地の耕作を行ってこられました。

また、隣接農地につきましては、本年8月のあっせん事業により、後継者の息子さん名義で、先に取得をされております。

今回の既存の宅地部分も含めた申請地の転用につきましては、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られておりますので、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、宅地進入路を含めた一部農地につきましては、従前から無断で利用されておりましたので、十分指導いたしております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 183 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 184 号＝

議長 続きまして、議案番号第 184 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 184 号。権利の種類は使用貸借権設定です。
申請農地は、大字深浦字一本松〇〇番、田 1,214 m²です。
貸付人は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦西分）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦西分）〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 10 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用申請は、親所有の農地を子が借り受けて、共同住宅を建設し、併せて駐車場を整備するものです。
区長及びに生産組合長、隣接する宅地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 184 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 185 号＝

議長 続きまして、4.「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題とします。議案番号第 185 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 185 号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について少し概要を説明します。

事務局 買受適格証明願について、ご説明をいたします。

昨年 12 月に転用目的の買受適格証明が審議をなされているようですが、今回は耕作目的の買受適格証明ということになります。

これは、裁判所や税務署の競売とか、公売になった農地の入札に参加する場合に農地法で所有権移転の許可が発生してまいりますので、農地を取得することが、適切な方かどうかというのを判断する形になっています。

これが、買受適格者として証明を行うものでございます。農地法上、農地を取得できないかたが、入札に参加することがないように、事前に農業委員会で許可をされたかたしか、農地の競売・公売に参加できないとなっていますので、この分の申請となっております。

まず、農業委員会のほうに証明願いをご提出いただきまして、農業委員会でご審議をしていただいた結果、適格者と判断いただいたかたに対しまして、審議終了後、後日、適格証明書を農業委員会会長名で発行するというかたちになります。

この適格証明書を持参されて、入札に参加をされ、落札された場合は、再度、所有権移転の 3 条の許可というのが、入札終了後に、総会に議案としてあがってきます。まず、入札に参加するための資格をご審議いただくものであります。

よろしく申し上げます。

事務局長 申請農地は、大字今泉字伊ヶ代〇〇番、田 1,135 m²、同じく〇〇番、田 3,414 m²、

計 4,549 m²です。

申請人は、白石町大字廿治〇〇番地（江越）〇〇氏です。

取得後の耕作面積は、田 73,033 m²、畑 337 m²です、計 73,370 m²です。

稼働力は男 1 名、女 2 名です。

申請の事由は、競売参加のためでございます。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 185 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 185 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 186 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 186 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 186 号。

申請農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 1,968 m²です。

申請人は、白石町大字福田〇〇番地（秀移）〇〇氏です。

取得後の耕作面積は、田 12,344 m²、畑 6,898 m²です、計 19,242 m²です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、競売参加のためでございます。

議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。買受適格証明書願についてですが、農地に対して毎回しないといけないのでしょうか。それとも、1 回すれば、申請人は 1 年間いいとか、そういうことではないのですか。

事務局 これは、今裁判所から公告されている入札の期間があります。その入札期間に落

札者が決定しない場合は、再度、適格証明を取り直すという形になります。

今回の入札期間が、2月に2件とも設定をされておりますが、入札結果で、売却金額に満たず入札者ない場合は、入札が不調に終わりますので、次の入札があるときには、再度、適格証明をとっていただく形になりますので、同じ方が、1年後ぐらいにあがってくることはあります。

1回あたりの入札に対して適格証明をとっていただく形になっています。以上です。

○番 はい、ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第186号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第186号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第187号＝

議長 続きまして、5. 議案番号第187号「令和3年白石町農用地利用集積計画(11号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第187号の「令和3年白石町農用地利用集積計画(11号)について」ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページに相対での設定が26件、5ページから9ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が54件、合わせて80件の計画が提出されており、すべて賃借権設定となっております。

区分の内訳として新規が43件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが13件ありました。再設定は37件でした。

今回の利用権の総面積は414,162.15㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが24件、株式会社

によるものが2件、農地中間管理機構によるものが54件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は15件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして82件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第187号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第187号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。
これについては、議事参与の制限がございまして、○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員は、該当する整理番号では発言を控えてください。
それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第187号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第187号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第188号 ～ 議案番号第191号 =

議長 続きまして6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 188 号から議案番号第 191 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 188 号。

申出農地は、大字東郷字築切搦〇〇番、田 4,179 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字東郷〇〇番地（東郷移）〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 189 号。

申出農地は、大字遠江字松〇〇番、田 2,942 m²、同じく〇〇番、田 2,184 m²、計 5,126 m²でございます。

あっせん申出者は、岡山市北区桑田町〇番〇号（岡山県）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 190 号。

申出農地は、大字福富字鐘松〇〇番、田 2,658 m²でございます。

あっせん申出者は、福岡市早良区東入部〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 191 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 2,958 m²、同じく〇〇番、田 2,945 m²、計 5,903 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明〇〇番地（新明）〇〇氏です。

申請理由は、労働力不足による農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

以上、議案第 188 号から議案第 191 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の（8）に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 188 号から議案番号第 191 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願います。

議長 議案番号第 188 号から議案番号第 191 号まで、事務局の説明が終わりました。

あつせん委員2名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第188号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第189号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第190号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第191号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第188号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第189号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第190号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第191号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者を議案書に書いておりますので確認をします。

議案番号第188号は、○○。

議案番号第189号は、○○。

議案番号第190号は、○○。

議案番号第191号は、○○。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

＝ 議案番号第192号 ＝

議長 続きまして、7.「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題といたします。議案番号第192号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 192 号。
申出農地は、大字福田字一本榎〇〇番、畑 201 m²です。
農振農用地区域外、圃場整備地区内です。
申出者は、熊本市中央区出水〇丁目〇番〇号（熊本県）〇〇氏です。
令和 3 年 10 月 8 日付けで白石町空き家・空き地バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第 4 条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。
議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 10 月 21 日に〇番の〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。
申し出された農地は、申出者が所有する空き家・空き地バンクに登録される住宅の南側に隣接している農地です。
申出地は宅地進入路に隣接する狭小な畑であり、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われれます。
このようなことから、特例農地の指定については、適当であるものと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 192 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 第12回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 57 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員